

特集：パレスチナ和平プロセスの争点 日本の中東 和平政策 役割と制約

著者	三上 陽一
権利	Copyrights 日本貿易振興機構（ジェトロ）アジア 経済研究所 / Institute of Developing Economies, Japan External Trade Organization (IDE-JETRO) http://www.ide.go.jp
雑誌名	現代の中東
巻	48
ページ	62-71
発行年	2010-01
出版者	日本貿易振興機構アジア経済研究所
URL	http://doi.org/10.20561/00028812

日本の中東和平政策

- 役割と制約 -

三上陽一

はじめに

I 「オスロ合意」と日本の政策および役割

II 制 約

III 「オスロ合意」後の政策と役割

IV ハマスによるガザのコントロール後の政策と
役割

おわりに

はじめに

本稿では、日本の中東和平政策について、特に同政策の策定・実施の過程において日本の役割がどのように設定されるべきかについて、中東和平をめぐる情勢を整理しつつ検討する^(注1)。政策の策定・実施に際して日本の役割がどのように設定されているのか、また中東和平政策について議論がなされる時に役割がどのように扱われているかについて考えてみたい。

日本の中東和平政策について意見を聞く機会が多くなっており、そこでは日本が果たすべき役割とは何かとの形で議論がなされている場合が多い。役割は、政策実施の現場では他のプレイヤーとの関係における相対的な位置関係を意識して、特に「期待」との観点から議論される場合が多い。他方、政策策定の場において役割は、責任、責務、自負といった観点から議論され

る場合が多く、日本がいかに自らの役割を「果たすべきか」との形で議論される場合が多い。

どのような外交政策においてもそうであるように、日本の中東和平政策もさまざまな制約の中で策定・実施される。政策の場において設定される役割、果たすべき役割にも、同様に制約が及ぶ。自らの能力や現地の状況を考慮しない役割の設定は実現不可能な政策を導き出すことになり得るし、能力を過小評価し状況を過剰に悲観した中で設定される役割は最も効果的な政策を伴うことはないであろう。こうして、米国に代わる仲介役を日本が直ちに果たすべきとすることも、オスロ合意の枠組みを全否定しなければ日本が役割を果たすことはできないとすることも、また、中東和平においてはもはや日本が果たし得る役割はないとすることも適当ではないであろう。なお、本稿では、イスラエル・パレスチナ間の和平を検討の際の対象とする。『外交青書』(2009)が【各論】「1 中東和平」において対象としているものの大半がイスラエル・パレスチナ間の和平であることに示されるように、日本の中東和平政策は、イスラエル・パレスチナ間の和平に大きな重点を置いてきたと見られるからである。

I 「オスロ合意」と日本の政策および役割

『外交青書』(2009)は、第2章第6節「中東と北アフリカ」の【総論】において、「中東地域の平和と安定は、国際社会全体の平和と繁栄に直結する問題であり、また、日本は原油のおよそ9割を中東地域から輸入していることから、同地域の安定の確保は、日本のエネルギー安全保障にとっても死活的に重要である」との認識を示した上で、「日本は、中東地域の安定確保を図ること及び日本のエネルギー安全保障を確保することの2点を主要な目標として」いることを明らかにしている。その上で、『外交青書』は、「平和と繁栄の回廊」構想にかかる努力に言及し、「中東和平問題にも積極的に取り組んだ」ことを明らかにしている。さらに『外交青書』は、【各論】「1 中東和平」の「(4)日本の取り組み」として、①関係者への政治的働きかけ、②対パレスチナ支援、③信頼醸成促進、④「平和と繁栄の回廊」構想、を示し、これらが具体的な政策、政策手段として策定・実施されていることを紹介している。

ここでは、2007年2月28日に行われた「麻生外務大臣演説 わたしの考える中東政策」(2007)をも取り上げて、その中での中東和平政策の位置づけを見てみたい。同演説は、日本の外交政策の責任者である外相が中東政策に関して行った包括的な演説であり、演説の時点における日本の中東政策全体の中における中東和平政策の位置づけを明らかにしてくれると考えるからである。麻生演説は、中東の重要性に関して、①石油資源について言及し、②日本企業のプロジェクトを紹介する形で経済的権益について指摘

した上で、③最も重要な理由として地域の安定に言及している。そこではさらに、「先行き秩序の極めて見通しにくい」状況における「宗教本来の姿から逸脱した過激派」の脅威についての言及がなされ、その上で、「イスラエルとパレスチナの永続的共存を目指すいわゆる中東和平プロセスの意味合いには、強調してもし尽くせぬものがある」と述べている。麻生演説は、「ここを震源とし秩序が混乱した場合、あるいはその逆に、まさしくここを安定の極とできるなら、いずれの場合も一種の「乗数効果」を生んで、一帯に及んでいく」との認識を示し、中東和平プロセスの進展が中東地域全体の安定と関係を持つ重要な課題であるとの認識を明らかにしている。その上で同演説は、日本の取り組みに言及し、「平和と繁栄の回廊」構想を紹介し、パレスチナに加え、イスラエル、ヨルダンという関係国の協力を通じて前向きな結果をもたらすことの重要性について述べている。ここでは、関係諸国・関係者間の信頼醸成、パレスチナの経済的パイアビリティの確立が念頭に置かれている。

1993年9月13日の「暫定自治アレンジメントに関する原則宣言」、いわゆる「オスロ合意」を基礎として作り出された枠組みは、中東和平の全体的な流れにおいて節目となった。①イスラエルとパレスチナ解放機構(PLO)との相互承認、②パレスチナ自治政府(および選挙される立法評議会)の樹立、そして、③最終的地位交渉の実施、が確認されたことは大きな意味を持った。「マドリード会議」の枠組みの中で進められた交渉やそれに伴う困難を経て達成された「オスロ合意」の成果を踏まえて、「オスロ合意」の枠組みの中で日本も中東和平プロセスへの関

与を積極化させていった。『外交青書』において第2番目に示された日本の政策、政策手段である「対パレスチナ支援」を見ても、「日本は、1993年以降、2008年末までに総額約10億米ドルの対パレスチナ支援を実施している」と記述されている。実際に、1992年までの日本の対パレスチナ支援に該当するものとしては、UNRWA(国連パレスチナ難民救済事業機関：United Nations Relief and Works Agency for Palestine Refugees in the Near East)に対する拠出があるが、それは1953年から1992年までの間に総額で2億米ドル超の拠出を内容とするものにとどまっていた。また、関係者への政治的働きかけとの観点から見ても、例えば総理大臣のイスラエルおよびパレスチナ(暫定自治地域)訪問やイスラエル首相の訪日などは1993年以降に実施されていることが指摘できる。

中東和平プロセスの進展が日本の国益である中東地域の安定に資するとの認識は、「オスロ合意」以前にも存在していた。しかし、「オスロ合意」枠組みの中で、より実質的な政策を実施できる状況が生まれたとの判断を経て、日本はより積極的な中東和平政策を開始し得たことがうかがえる。日本の中東和平政策にとっても1993年の「オスロ合意」は節目であった。

II 制約

「オスロ合意」が日本の中東和平政策の節目になったように、現場の現実が政策と役割のあり方に大きな影響を与える。ここでは特に役割の側面、さらには「役割を果たす」との言葉が示す期待や責任、責務、自負といった側面に注目する。こうして本稿では、政策や役割のあり

方に影響を与える要因を制約と呼び、日本の中東和平政策の策定・実施、そして日本の役割の設定との関係について検討することとする。ここで制約という言葉を使うのは、役割との言葉が取り上げられる場合には一般に積極的な政策を策定・実施されることが期待されるということ念頭におき、積極的な政策を抑制する要因を制約と呼ぶことによって議論がより分かりやすくなると考えるからである。日本が役割を建設的、効果的に果たすためにも、制約を踏まえた上で議論がなされるべきと考えるからである。

本稿では、①政策を策定・実施するためには当該政策が日本の国益に資するとの認識、判断が必要になること、②政策は実施可能であるとの認識、判断が必要になること、③正負両面の計算を踏まえて最適・最善の政策オプションが選択されなければならないこと、という3つを制約の例として取り上げる。政策の策定・実施そして役割の設定において、①の国益の観点からの制約は国家・政府の「意図」、政策目標に関わり、②の実施可能かどうかとの観点からの制約は国家・政府の「能力」、政策手段に関わるであろう。そして、③の政策オプションとの観点からの制約は国益認識および実施可能性に関わる判断を経た上で示される複数の選択肢の中から実施する政策を絞り出す国家・政府の「選択」、政策決定過程に関わる問題となる(注2)。

第1の制約として、政策を策定・実施するためには、それが日本の国益に資するとの認識、判断が必要となることが指摘できる。この点、『外交青書』は、中東全般の政策に関し、中東地域の安定確保と日本のエネルギー安全保障の確保という2つの「主要な目標」を示している。また、麻生演説は、「地域の安定(過激主義とい

う脅威への対応を含む)」、「エネルギー安全保障」に加えて、「経済的権益」を示している。中東和平にかかる日本の政策および役割は、これら国益認識、政策目標の制約を受ける。

第2の制約として、政策は実施可能であるとの認識、判断を必要とすることが指摘できる。例えば、日本が政策を策定・実施するにあたって現場の現実を無視することはできない。「オスロ合意」枠組みという現場の現実が日本をしてより積極的な政策を策定・実施し、より積極的な役割を設定することを可能にさせたことは既述の通りである。また、第2の制約には国内的側面があることも指摘されなければならない。例えば日本には軍事活動等に関しては厳格な国内法制等のしぼりがある。また、立法府や国民一般による中東和平に対する重要性認識等が影響を及ぼすことも指摘できる。このように、現場の現実や国内の環境等の制約が存在する。

現場の厳しい状況や国内の種々の要因等により大きな制約を受ける場合でも、中東和平をめぐる日本の政策オプションが全て失われてしまうということには必ずしもならない。そのような場合においても、日本が独自の政策を策定・実施することができる場合もあるし、建設的な役割を設定できる場合もある。別の見方をすれば、米国を含む全ての関係国・関係者の中東和平政策にも第2の制約が影響を及ぼしている。個々の第2の制約をとらえて、「～もできないのであれば、中東政策を策定・実施すること自体をやめてしまえ」といった意見を述べることは、必ずしも常に正しくはない。

第3の制約として、正負両面の計算を踏まえて最適・最善の政策オプションが選択されなければならないことが指摘できる。日本の国益に

資する実施可能な政策は複数存在し得るし、多くの場合実際に複数存在している。一般に特定の政策および役割に関して突っ込んだ議論がなされるのは、第1の制約、第2の制約がクリアされた後に複数の政策オプションが提示される中、どの政策オプションを採用するかを決定する段階においてであろう。複数の政策オプションの全てを実施することには矛盾を伴う場合があることや、日本の各種資源には限りがあること等から、政策オプションの選択を迫られる場合がほとんどであろう。こうして、最適・最善の政策オプションを選択する段階においては、どの政策オプションが相対的により国益に資するのかの判断が再び求められることになる。すなわち第1の制約が再び問題になる^(注3)。

中東和平において果たすべき日本の役割について多くの議論がなされるようになってきている。それぞれ突っ込んだ調査、研究、検討を踏まえてなされている場合が多い。日本の政策や役割に関して議論が活発になることは有意義である。現在の日本の中東和平における政策、政策手段には、①関係者への政治的働きかけ、②対パレスチナ支援、③信頼醸成促進、④「平和と繁栄の回廊」構想、という4つの柱があるとされ、議論の多くは、これらを選択することの是非や、それぞれの中身を詳細に検討して是非を議論するものとなっている。しかし、議論の中には、国益認識という第1の制約、あるいは、実施可能性という第2の制約をめぐる争点があるにもかかわらず、それを取り上げることせず政策オプションの選択という第3の制約をめぐるのみ議論をしている場合もあるように見受けられる。特に果たすべき役割が議論の中心テーマとなるとときにこの混乱が生じやすいよ

うに見える。政策との関わりの中で役割を議論する場合には、国益認識や実施可能性といった制約をまず整理することが、議論を建設的なものにするために有益だと考える。

Ⅲ 「オスロ合意」後の政策と役割

「オスロ合意」の枠組みは、日本がイスラエル・パレスチナ間交渉の維持・前進のために政治的な努力を行い、パレスチナ自治政府の強化を支援し、最終的地位交渉の実施・合意成立に向けての環境整備のための努力をより積極的に行うこと、を可能にした。①関係者への政治的働きかけ、②対パレスチナ支援、③信頼醸成促進、である。

第1次ネタニヤフ政権の崩壊後にバラック新政権が樹立した結果、長らく待たれていた最終的地位交渉が本格的な形で実施された。2000年にキャンプ・デービッドにおいてクリントン大統領が仲介する中でバラック・イスラエル首相、アラファトPLO議長・PA大統領両首脳によってなされた試みがそれである。同会議が抱えた問題点や反省点等は、交渉に参加した者を含めすでに多くの人々によって論じられているが^(注4)、結局合意が達成されることはなかった。そして、その試みが失敗した後シャロン・リクード党首がエルサレム旧市街の神殿の丘に赴いた際に生じた衝突をきっかけに、後にアクサー・インティファダと呼ばれることになる衝突が始まった^(注5)。キャンプ・デービッドの失敗そしてアクサー・インティファダの発生は、日本に政策と役割について再検討を迫った。また、米国をはじめとする国際社会の多くも、新たな現場の現実に直面する中で各々の政策と役

割の再検討を進めた結果、米国等の努力はやがてロードマップへと結びつくことになる。

日本の新たな政策と役割が明らかになるには、2006年7月の小泉総理の中東訪問を待つ必要があった。同訪問に際して提唱され、イスラエル、パレスチナ、ヨルダン各首脳の賛同を得たことによって開始された「平和と繁栄の回廊」構想は、その後数次にわたる閣僚会合や事務レベル会合を経て進められてきた。同構想は、①関係者への政治的働きかけ、②対パレスチナ支援、③信頼醸成促進、に加わるものとして採用され、他の3つの柱を踏まえた第4番目の柱として位置づけられている。それは野心的な構想であり、それゆえにさまざまな問題や課題も多い。しかし、農産業団地の建設地等について認識を共有する等、進展も見られる^(注6)。

「平和と繁栄の回廊」構想は、パレスチナの経済的な自主的能力、経済的バイアビリティの確立を念頭に置いている。和平達成後の安定のためには経済的な側面が重要な意味を持つ^(注7)わけ、パレスチナ国家が経済的バイアビリティを持つべきことの重要性について異論はない。しかし、「平和と繁栄の回廊」構想は、和平交渉における決定的な決断を下す時点において国家樹立後の経済的バイアビリティがパレスチナの指導者の頭の中ですでに大きな意味を持っているということをも日本が考慮した結果として生み出されたものと筆者は見ている。キャンプ・デービッドにおいてアラファト議長・大統領が和平合意文書に署名できなかった理由としては、エルサレム、難民といった最終的地位の問題について納得できる決断を下し難かったであろうことが指摘されてきている。日本は、このことに加え、合意後のパレスチナ国家の運

営、特にここでは経済運営について、アラファト議長・大統領に懸念があったことがキャンプ・デービッドにおける合意達成を困難にした理由の一つであったと考えたと筆者は見ている。麻生演説が「平和と繁栄の回廊」構想について述べている部分で「自信」という言葉を使っていることは、日本がこのような考えによって同構想を進めるようになったことを示唆しているように思う。

2002年6月24日のホワイトハウス・ローズガーデンにおけるブッシュ大統領演説で米国は、アラファト議長・大統領を事実上否定し、新たな指導部の誕生を求め、パレスチナの改革を強く求めた^(注8)。これは、米国のみならず、キャンプ・デービッド、アクサー・インティファダ以降の国際的な大きな流れであった。確かに、パレスチナ側には改革すべき多くの問題があった。現在の中東和平プロセスを支えているロードマップの枠組みは、ブッシュ大統領のローズガーデン演説が示すこのような考え方の流れに沿って誕生したものである。日本もパレスチナの改革、ロードマップを支持している。他方で、日本が改革を必要とする人々に対して改革を直接的に求めるのみならず自らの経験に基づき好ましい環境を作り出すことによって自信を持ってもらうとの支援をも進めようとしたのであれば、それは間接的ながらも長期的な視点に立つ中東和平政策の選択、役割の設定であったと当該判断を評価したい。

IV ハマスによるガザのコントロール後の政策と役割

2006年1月のパレスチナ立法評議会選挙にお

けるハマスの勝利、2007年2月の「メッカ合意」等を経た同年6月、ハマスはガザにおいて米国等によって訓練されたPLO・ファタハ系のパレスチナ治安部隊との武力衝突に至り、これに勝利し、ガザをコントロールした。こうして、ハマスがコントロールするガザとPLO・ファタハが主導するパレスチナ自治政府によってコントロールされる西岸との分離状況が生じることとなった。ハマスの立場は発言する者や当該発言がなされるタイミング等によってさまざまな解釈が可能で、ハマスに統一された立場があるのか、あるのであればそれはいかなるものなのかを明確に理解することは難しい^(注9)。いずれにせよ、2006年立法評議会選挙以降ハマスは、「オスロ合意」枠組みを全体として明示的に受け入れてはいない。ハマスは、「オスロ合意」枠組みに基づいて設置された立法評議会選挙に参加し、同選挙における勝利を理由に、「オスロ合意」枠組みに基づいて設置されたパレスチナ自治政府を主導する正統性を主張した。他方でハマスは、「オスロ合意」枠組みを構成する他の要素やパレスチナ自治政府の存在の基盤である「オスロ合意」枠組み自体を受け入れることはなかった。2006年1月30日付カルテット声明は、立法評議会選挙の結果として樹立されることになる政府に対して支援を行う際に支援国が検討すべき原則として、「非暴力の諸原則」、「イスラエルの承認」、および「ロードマップを含む過去の諸合意及び諸義務の受け入れ」へのコミットメントを示した^(注10)。同三原則は、カルテット三原則として、ハマスとの接触に際しての前提条件等としても認識されていくことになる。しかし、ハマスは、現在まで、この三原則を明示的に受け入れてはいない。

2007年11月に米国が主導して開催されたアナポリス国際会議は、準備期間が短かったにもかかわらず、イスラエル、パレスチナの代表そして50の国および国際機関等が参加した。同会議は中東和平プロセスにおける米国の存在感を再確認するものとなった。また、同会議は、二者間交渉の即時開始、2008年末までに両者が和平条約を締結すべくあらゆる努力を尽くすこと等について合意し、中東和平交渉再開そしてそのための枠組みを定め、関係国・関係者もこれを確認した^(注11)。しかし、同会議によって開始されたアナポリス・プロセスは、目標とされた2008年末までに和平条約の締結を見ることはなかった。

2007年2月28日の麻生外相演説は、状況が厳しくなっていく中で行われた。既述の通り、そこでは中東和平プロセスの重要性が強調され、当該地域の安定が図られるべきことが指摘され、共同作業や信頼にも言及して「平和と繁栄の回廊」構想について紹介がなされている。信頼醸成、パレスチナの経済的バイアピリティの確立が念頭に置かれている。また、2008年11月27日のアナポリス中東和平国際会議には有馬中東和平担当特使が日本を代表して出席し、我が国の中東和平に対する積極的な関与、当事者による和平努力による我が国の評価・支持を表明した上で、パレスチナ支援や自立可能なパレスチナ国家建設と関係者の信頼醸成のために「平和と繁栄の回廊」構想を引き続き積極的に推進していくことを表明している。現場における現実の変化、制約の変化の中でも、日本は、①関係者への政治的働きかけ、②対パレスチナ支援、③信頼醸成促進、④「平和と繁栄の回廊」構想、という4つの柱からなる中東和平政策を引き続

き継続していく判断をしたと見ることができよう。

おわりに

2008年12月から2009年1月にかけてイスラエルは継続するハマスによるロケット攻撃への対処を理由としてガザに対して攻撃を行い、民間人を含む多くの犠牲者が出た。2009年3月にはイスラエルにおいてネタニヤフ政権が誕生した。ネタニヤフ政権誕生に先立つ2009年1月にはオバマ米政権が始動していた。同政権は、政権発足後の早い段階から中東和平に積極的に関与することを明らかにした。オバマ政権は、二国家解決を目標として掲げ、過去の合意・義務の遵守を当事者双方に強く求め、イスラエルに対してはロードマップ(ならびにロードマップに先立ついわゆる「ミッチェル報告」)が定める自然増を含む入植活動凍結を求めてきている。ミッチェル元上院議員が特使に任命され、積極的な活動を行っていることも注目できる^(注12)。2009年9月の国連総会の場において和平交渉が再開されることはなかったが、引き続き交渉再開に向けての展開が注目される。米国の積極的な働きかけもあり、右派とされるネタニヤフ政権も条件付きながらパレスチナ国家・二国家解決案を受け入れている。

2009年4月、有馬中東和平担当特使は、ミッチェル特使をはじめとする米政府高官等と会談し、「中東和平実現に向け、日米が緊密に協力していく必要性を伝え、今後より緊密に協力していくことで一致」した。また、「我が国としても政治的な働きかけや「平和と繁栄の回廊」構想等の対パレスチナ支援を通じて、中東和平

の実現に向け積極的に関与していく考えである」ことを米国側に伝達し、「ガザの復興については、人道的支援を継続しつつも、ガザと西岸の分裂が固定化することがないようにアップバス・パレスチナ自治政府大統領を支持しパレスチナ自治政府のもとに、復興が行われるようにする必要があると我が国の考え方」を米国側に伝達し、「米国側とも一致」した^(注13)。

2009年8月、有馬特使の後任として中東和平担当特使となった飯村政府代表は、イスラエル、パレスチナ自治政府、ヨルダン、シリアを訪問し政府高官等と会談し、イスラエルに対しては、「二国家解決が唯一の和平への道であり、ロードマップの義務をイスラエル側・パレスチナ側双方が履行することが必要であることを伝えるとともに、東エルサレムを含む入植活動の凍結、及び東エルサレムにおけるユダヤ人向け住宅建設計画の中止を求め、東エルサレムにおけるパレスチナ家族の強制退去は遺憾であり和平には資さないということを伝え」ている。また、パレスチナ自治政府に対しては、「ロードマップの義務の履行と統治機構の更なる改革を求めると同時に、経済的に自立し、パレスチナ国家の成立をより自立可能なしっかりしたものにするため、引き続き協力していきたいと伝え」、「また、「平和と繁栄の回廊」構想については、イスラエル側の協力も得つつ、計画を加速化していきたいと伝え」ている^(注14)。日本が、①関係者への政治的働きかけ、②対パレスチナ支援、③信頼醸成促進、④「平和と繁栄の回廊」構想、の4つを柱として、中東和平政策を継続していくとの考えには変化がないことがうかがえる。

しかし、ガザをコントロールするハマスがカルテット三原則を受け入れていないという状況

は継続しており、ガザと西岸の分離状況は時を経るにつれますます固定化されている。①国益認識、②実施可能性、そして、③最適・最善の政策オプションの選択、という制約をも再び考慮しつつ、日本の政策や役割について引き続き検討がなされているのであろう。第1の制約に関しては、中東地域の安定確保、日本のエネルギー安全保障の確保、経済的権益の確保が中東政策、中東和平政策を進める上での国益として変化なく認識されているように見える。問題となるのは第2の制約すなわち実施可能性であり、特に現場の現実であろう。この制約を検討した上で示される政策オプションのどれがより国益に資するのかという検討をさらに経て、政策、役割が導き出されることになるのであろう。結果として、それは従来の政策・役割の継続となるかもしれないし、従来の政策・役割への変更や修正に結びつくかもしれない。そこでは日本への期待や、日本の責任、責務、自負といった要素をも意識しつつ役割が設定される必要がある。建設的な政策が策定・実施され、建設的な役割が設定されることを、筆者を含む多くが期待していよう。そのためにも、策定・実施そして設定に際しては、常に制約が存在することを踏まえた上で建設的な議論がなされることが重要である。

(2009年10月20日脱稿)

(注1) 本稿に示された認識や意見等は筆者個人のものであり、筆者が属する組織の認識や意見等を必ずしも反映するものではない。

(注2) 外交政策決定に関する研究にはさまざまなアプローチがあるが、①国益認識あるいは目標設定、②

制限がある中での手段の選択,そして,③政策決定過程のあり方,といった側面は広く主要な要素,側面として認識されてきている。例えば佐藤(1989)を参照。

- (注3) 実際の政策策定・実施の過程においては,第1の制約,第2の制約,第3の制約という順序で検討,決定が常になされるわけではなく,同時あるいは異なった順序でこれら制約が検討される場合もあろう。
- (注4) Agha and Malley(2001), Sher(2001), Ross(2004), Indyk(2009)等を参照。
- (注5) Ross(2004),Indyk(2009)等に加え,特に Harel and Issacharoff(2004)を参照。
- (注6) 「平和と繁栄の回廊」構想については外務省ホームページを参照。例えば,2008年7月に開催された第3回四者協議閣僚級会合については,以下を参照。http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/chuto/4kaigo_0807/ps.html,2009年9月閲覧。
- (注7) オスロ合意以降,地域の経済的見通し等については「新しい中東」という言葉に代表される楽観的な意見もあった中で,Vandewalle(1994)等は早い段階から特に経済面での困難や問題をとりあげて指摘していた。
- (注8) <http://georgewbush-whitehouse.archives.gov/news/releases/2002/06/20020624-3.html>,2009年9月閲覧。
- (注9) 最近の研究,提言として,Abu-Irshaid and Scham(2009)を参照。
- (注10) http://www0.un.org/news/dh/infocus/middle_east/quartet-30jan2006.htm,2009年9月閲覧。
- (注11) http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/danwa/19/dkm_1128b.html,2009年9月閲覧。
- (注12) オバマ政権の中東和平政策に関しては,三上(2009)等を参照。
- (注13) http://www.mofa.go.jp/mofaj/kaidan/others/usa_09/gaiyo.html,2009年9月閲覧。
- (注14) http://www.mofa.go.jp/mofaj/kaidan/others/israel_09/gaiyo.html,2009年9月閲覧。

【文献リスト】

日本語文献

外務省編 2009.『外交青書 2009 平成21年版(第52号)』

外務省(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/bluebook/2009/html/index.html>,2009年9月閲覧)

財団法人中東調査会・特別講演会 2007.(2月28日)「麻生外務大臣演説 わたしの考える中東政策」(http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/enzetsu/19/easo_0228.html,2009年9月閲覧)

佐藤英夫 1989.『対外政策』現代政治学叢書20,東京大学出版会。

三上陽一 2009.「オバマ政権の中東和平政策」『中東研究』504号 41-54。

横田勇人 2004.『パレスチナ紛争史』集英社新書,集英社。

外国語文献

Abu-Irshaid, Osama and Paul Scham 2009. "Hammas: Ideological Rigidity and Political Flexibility." *United States Institute of Peace Special Report* 224(June) (<http://www.usip.org/resources/hamas>,2009年9月閲覧)

Agha, Hussein and Robert Malley 2001. "Camp David: The Tragedy of Errors." *The New York Review of Books* Vol.48, No.13(August 9)(<http://www.nybooks.com/articles/14380>,2009年9月閲覧)

Harel, Amos and Avi Issacharoff 2004. *HaMilhama Hashvii: Eikh Nitsahnu VeLama Hifsadnu BaMilhama Im HaPalestinim*. Tel-Aviv: Yedioth Ahronoth Books and Chemed Books.

Indyk, Martin 2009. *Innocent Abroad: An Intimate Account of American Peace Diplomacy in the Middle East*. New York: Simon and Schuster.

Kurtzer, C. Daniel and Scott B. Lasensky 2008. *Negotiating Arab-Israeli Peace: American Leadership in the Middle East*. Washington, D.C.: United States Institute of Peace Press.

Lustick, Ian 1996. "To Build and to Be Built By: Israel and the Hidden Logic of the Iron Wall." *Israel Studies* Vol.1, No.1(Spring) 196-223.

2008. "Abandoning the Iron Wall: Israel and "The Middle Eastern Muck"." *Middle East Policy* Vol. XV, No.3(Fall) 30-56.

Ross, Dennis 2004. *The Missing Peace: The Inside Story of the Fight for Middle East Peace*. New York: Farrar, Straus and Giroux.

Sher, Gilead 2001. BeMerhak Negia: HaMasa-UMatan

LeShalom 1999-2001: Edut. Tel-Aviv: Yedioth
Ahronoth Books and Chemed Books.
Vandewalle, Dirk 1994. "The Middle East Peace Process
and Regional Economic Integration." *Survival* Vol.36,

No.4(Winter) 21-34.

(みかみ よういち / 外務省中東第一課課長補佐)